

成年後見関係事件の概況

－平成20年1月～12月－

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成20年1月から同年12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

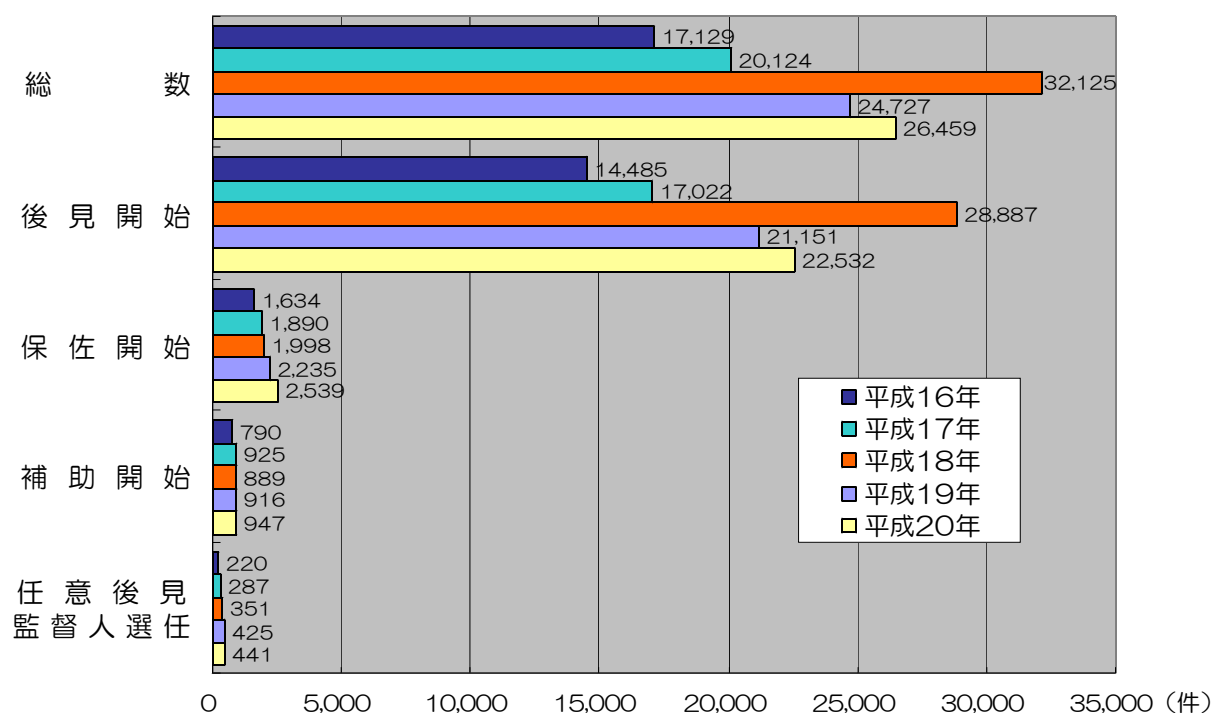
以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として、小数点第二位を四捨五入したものである。

なお、従前は4月から翌年3月までの1年間を対象としていたが、今回から対象期間を1月から12月までの1年間に変更した。

1 申立件数について（資料１）

- 成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で２６，４５９件（前年は２４，７２７件）であり，対前年比約７．０％の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は２２，５３２件（前年は２１，１５１件）で，対前年比約６．５％の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は２，５３９件（前年は２，２３５件）で，対前年比約１３．６％の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は９４７件（前年は９１６件）で，対前年比約３．４％の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は４４１件（前年は４２５件）で，対前年比約３．８％の増加となっている。

（資料１） 過去５年における申立件数の推移



（注１） 各年の件数は，それぞれ当該年の１月から１２月までに申立てのあった件数である。

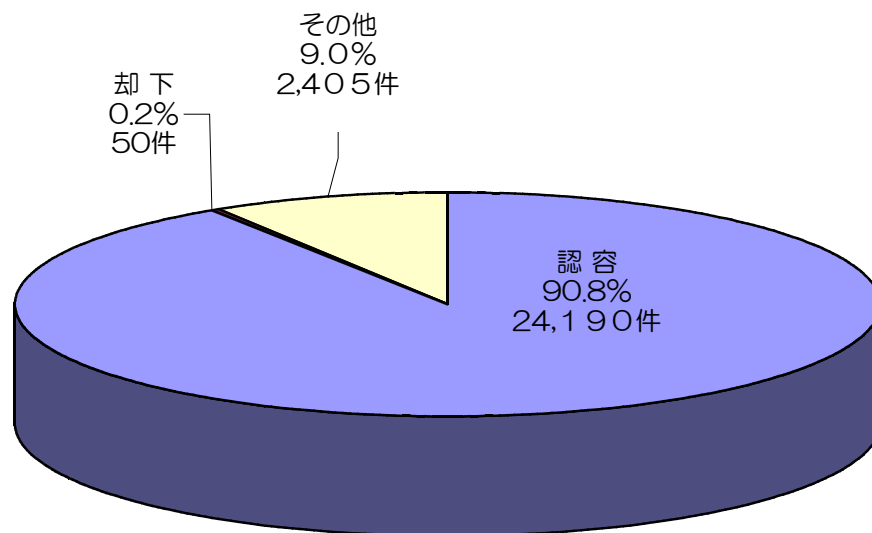
（注２） 平成２０年１月から同年１２月までの任意後見契約締結の登記は合計７，０９５件であり，平成１２年４月から平成２０年１２月までの登記件数累計は３２，９８３件である（法務省民事局による。）。

2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計26,645件のうち、認容で終局したものは約90.8%（前年は約90.5%）である。

（資料2） 終局区分別件数

	既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
全国	26,645	20,695	30	1,967	2,273	10	246	896	3	103	326	7	89



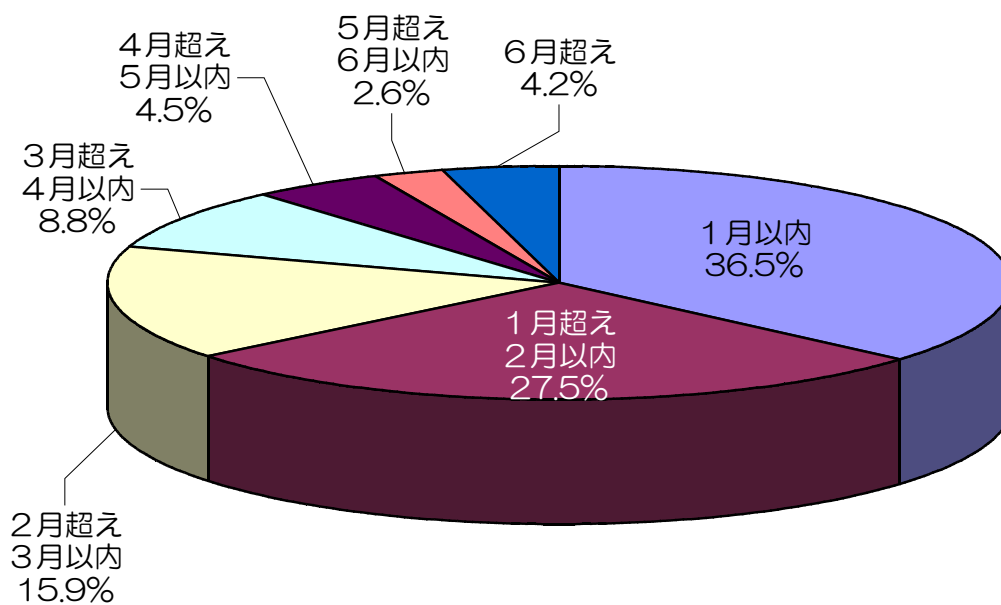
（注1） 平成20年1月から同年12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計26,645件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約64.0%（前年は約54.6%）、4か月以内に終局したものが全体の約88.7%（前年は約83.8%）であり、前年と比べて、審理期間は短縮する傾向にある。

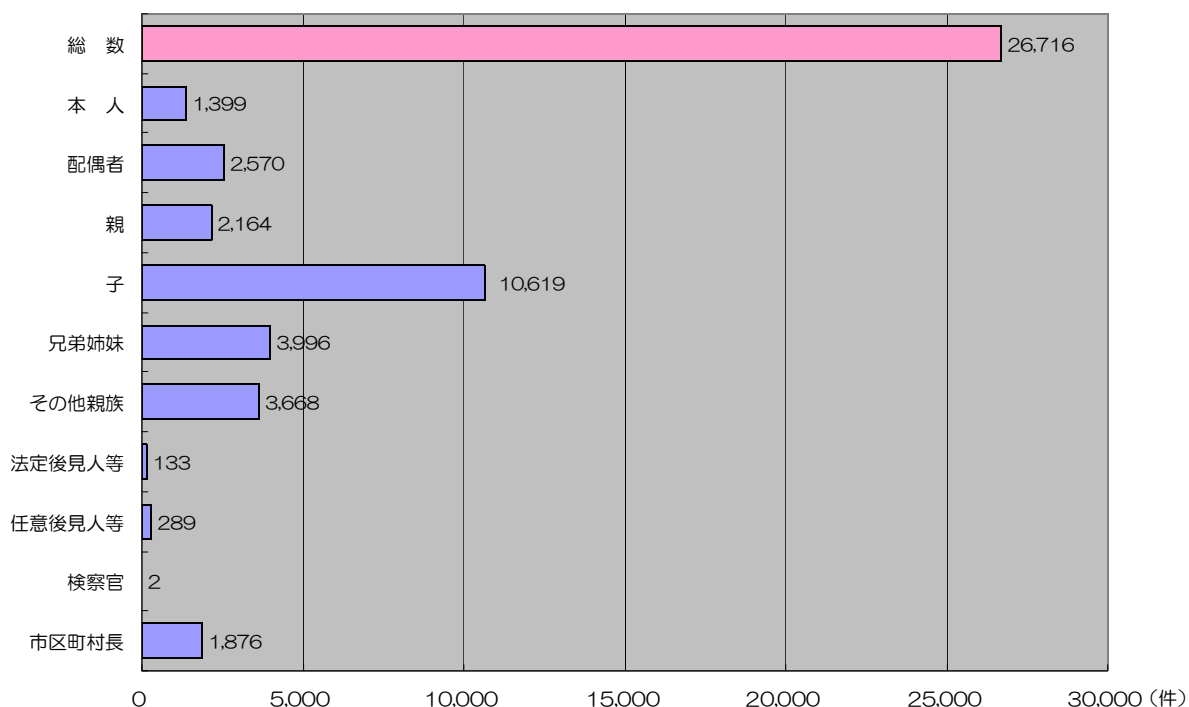
（資料3） 審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料4，5）

- 申立人については，本人の子が最も多く全体の約39.7%を占め，次いで本人の兄弟姉妹が約15.0%，配偶者が約9.6%となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは1,876件（全体の約7.0%）で，前年の1,455件（全体の約5.7%）に比べ，対前年比約28.9%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数



（注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（26,716件）を母数としており，1件の終局事件について複数の申立人がある場合に，複数の「関係別」に該当することがあるため，総数は，終局事件総数（26,645件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは，配偶者，親，子及び兄弟姉妹を除く，四親等内の親族をいう。

(資料5) 市区町村長申立件数(家庭裁判所管内別)

管 内	件 数
東 京	348
横 浜	192
さいたま	96
千 葉	80
水 戸	18
宇 都 宮	3
前 橋	15
静 岡	48
甲 府	13
長 野	9
新 潟	26
大 阪	200
京 都	64
神 戸	81
奈 良	8
大 津	23
和 歌 山	39
名 古 屋	62
津	26
岐 阜	22
福 井	5
金 沢	7
富 山	9

管 内	件 数
広 島	31
山 口	32
岡 山	64
鳥 取	16
松 江	27
福 岡	51
佐 賀	16
長 崎	4
大 分	12
熊 本	12
鹿 児 島	6
宮 崎	18
那 覇	20
仙 台	27
福 島	18
山 形	18
盛 岡	7
秋 田	1
青 森	10
札 幌	31
函 館	1
旭 川	4
釧 路	9
高 松	15
徳 島	11
高 知	3
松 山	18
総 数	1,876

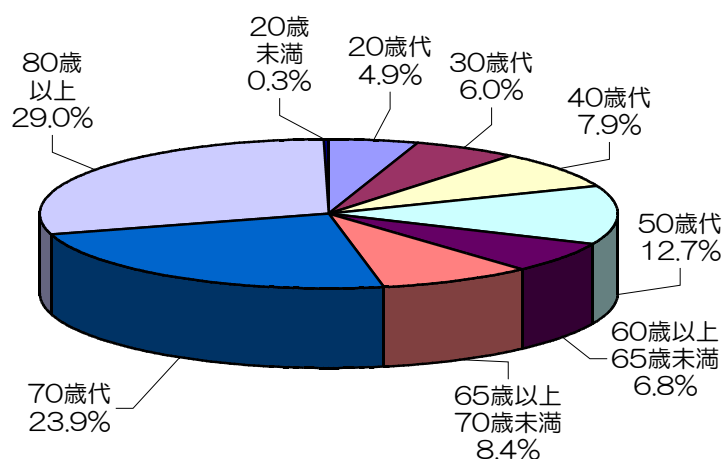
(注) 市区町村別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

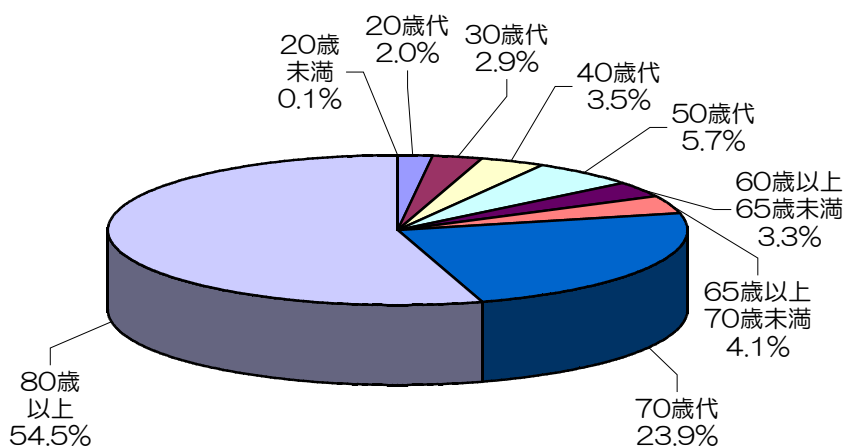
- 本人の男女別の割合は、男性が約40.2％，女性が約59.8％である。
- 男性では，80歳以上が最も多く全体の約29.0％を占め，次いで70歳代の約23.9％となっている。
- 女性では，80歳以上が最も多く全体の約54.5％を占め，次いで70歳代の約23.9％となっている。
- 本人が65歳以上の者は，男性では男性全体の約61.3％を，女性では女性全体の約82.5％を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

（男性）



（女性）

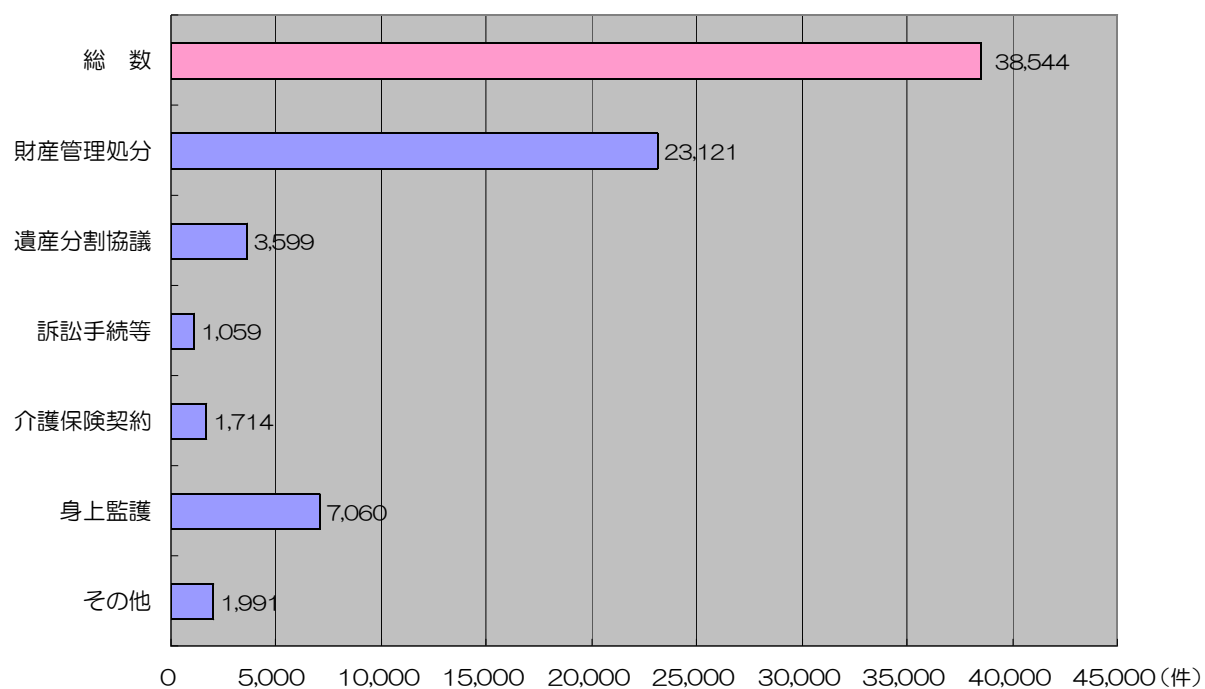


（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

6 申立ての動機について（資料7）

- 主な申立ての動機としては、財産管理処分が最も多く、次いで、身上監護となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数

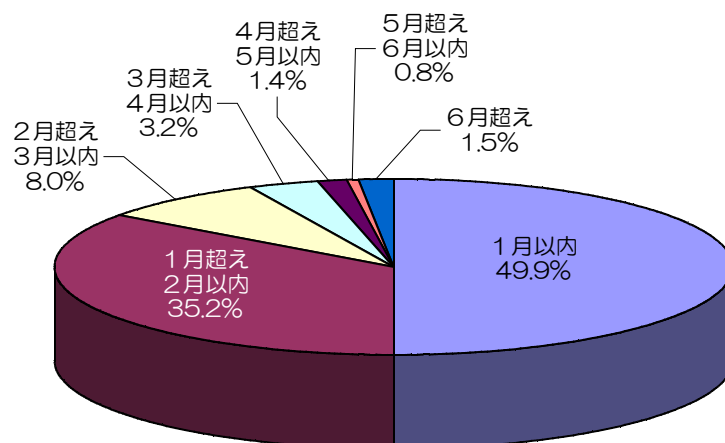


- （注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- （注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため，総数は，終局事件総数（26,645件）とは一致しない。

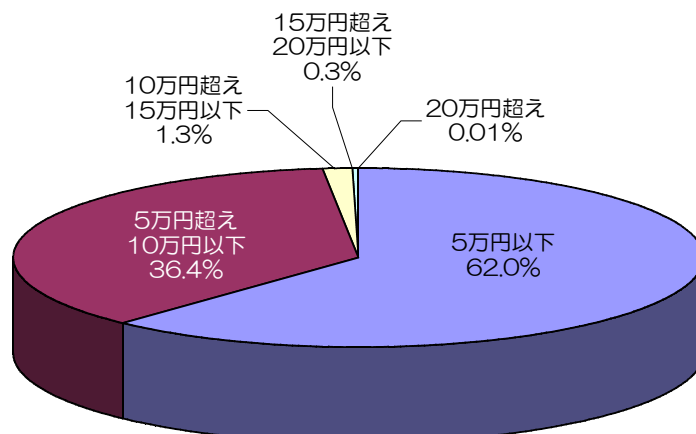
7 鑑定について（資料8，9）

- 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件のうち，鑑定を実施したものは，全体の約27.3%（前年は約40.0%）であった。
- 鑑定の期間については，1か月以内のものが最も多く全体の約49.9%（前年は約51.4%）を占めている。
- 鑑定の費用については，5万円以下のものが全体の約62.0%（前年は約55.3%）となっており，全体の約98.4%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年も約98.4%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



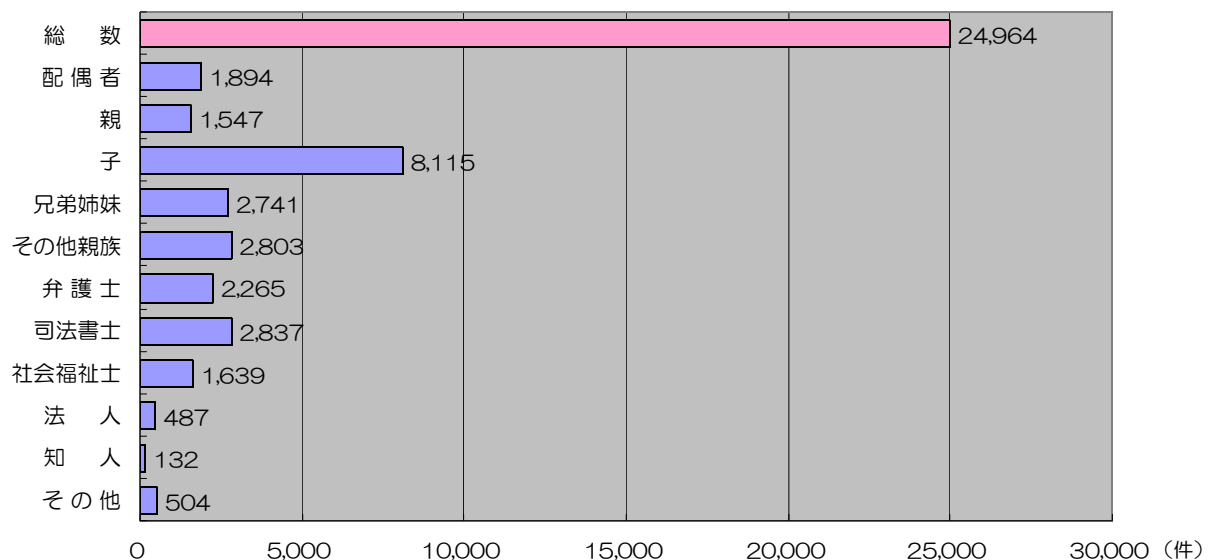
（資料9） 鑑定費用別割合



8 成年後見人等と本人との関係について（資料１０）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人の関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族が成年後見人等を選任されたものが全体の約６８．５％（前年は約７３．９％）を占めている。
- 親族以外の第三者が成年後見人等を選任されたものは、全体の約３１．５％（前年は約２６．１％）であった。その内訳は、弁護士が２，２６５件（前年は１，７５８件）で、対前年比で約２８．８％の増加、司法書士が２，８３７件（前年は２，３３９件）で、対前年比で約２１．３％の増加、社会福祉士が１，６３９件（前年は１，１４０件）で、対前年比で約４３．８％の増加となっている。また、法人が成年後見人等を選任されたものは４８７件（前年は４３２件）で、対前年比で約１２．７％の増加となっている。

（資料１０） 成年後見人等と本人との関係別件数



（注１） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

（注２） 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（２４，９６４件）を母数としており、１件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（２３，８６４件）とは一致しない。

（注３） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。